

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和3年4月9日

徳島県監査委員	近藤光男
同	岡崎悦夫
同	大寺健司
同	原徹臣
同	福山博史

第1 請求の受付

1 請求書の提出

令和3年2月12日に、阿波市 中川節雄から提出された徳島県職員措置請求書は、同日受け付けた。

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

議長公用車として、トヨタ・センチュリー1台を2019年7月18日に契約し、2020年1月に2,130万円で購入しているが、高価な乗用車を購入したことは不当であり、県に多大な損害を与えている。副議長公用車のトヨタ・クラウン480万円と同等の車で十分である。

よって知事に、副議長公用車と同等のトヨタ・クラウン480万円を購入した場合との差額、1,650万円の返還を求める。

(2) 請求の理由

議長公用車として、高級乗用車トヨタ・センチュリーを購入し、不当に高額な出費をしたことにより県に与えた損害は多大である。

不当である理由は次の二点である。

2007年8月4日発行の徳島新聞に掲載されているが、知事公用車としてトヨタ・レクサス1,290万円を購入しようとし、県民や県議会から高過ぎるとの批判を受けて購入を中止した経緯がある。

物品の購入に際して、高い安いの評価は、評価者の個人差により大きく分かれるものなので、利用目的に合致したものを法令に則り購入すれば、監査請求の対象とならないものだと考えるが、13年前のこととはいえ、1,290万円の乗用車が高いと評価され、購入を中止した経緯があるにもかかわらず、それより更に840万円も高い乗用車を購入するとは、県費の無駄遣い以外の何物でもない不当な出費といえる。

次に、議会は、二元代表制の下で議決権を有し、知事等は執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民の福祉の増進及び県勢の進展に向け、自らの機能を十分に発揮しなければならない。しかるに、知事と議会は利益相反の関係であるとも言える。

このようなことから、高額な乗用車を議長公用車として購入したことは、知事から議長に対する利益供与にほかならない。

私が調査したところでは、議長公用車にトヨタ・センチュリーを使用している都道府県は、全国で9県しかなく、知事公用車を含めても12県であり、徳島県のように人口・予算共に少ない県では、購入されていない。

(以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。)

第2 請求の受理

本件請求は、令和3年3月4日に所要の法定要件を具備しているものとして、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

議長公用車トヨタ・センチュリー（以下「センチュリー」という。）2,130万円の購入について、副議長公用車と同等のトヨタ・クラウン480万円を購入した場合との差額1,650万円の支出が、財務会計上の不当な行為であるか否かを監査対象とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項の規定に基づく請求人の陳述は、令和3年3月22日に機会を設けた。

請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

平成19年9月定例会の総務委員会において、当時の議員が質問しているが、1,300万円くらいのレクサス車を知事公用車に購入しようとしたが、県民、

議会の反対もあり購入をとりやめたのに、そのことを忘れている。1, 300万円が高くて、2, 100万円が安いのか。二元代表制が機能していないということである。

センチュリーを持っている県は全国で9県あり、うち7県は、県予算が1兆円ある。山口県だけが令和2年当時で6, 700億円。徳島県は、5, 000億円で、分不相応である。

議員は、センチュリーを買うとき、何を買うのか、おそらく知らなかったのだと思う。もう少し議会の機能を働かせ、相当な買い物かどうかきちんとチェックしていただきたい。このことは、議会の仕事だと思う。

3 監査対象機関に対する監査の実施

経営戦略部管財課（以下、「管財課」という。）及び議会事務局総務課（以下、「議会事務局」という。）を監査対象機関と定め、当該機関に対し、監査資料等の提出を求め、令和3年3月22日に監査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

管財課及び議会事務局に対する監査のほか関係資料から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

(1) 購入した議長公用車について

- ア 車 種 センチュリー
- イ 購入金額 21, 300, 000円（税込）
- ウ 契約日 令和元年7月18日
- エ 契約方法 随意契約（県内取扱店は1社のみ）
- オ 納 期 令和2年1月31日（同日納品）
- カ 環 境 面 ハイブリッド車

(2) 購入手続の経過について

ア 平成31年2月13日、平成31年2月県議会定例会議案として、管財課所管の「平成31年度徳島県用度事業特別会計予算（うち、「共用、貸与自動車購入及び運営費122, 457千円）」が提出され、同年3月8日、可決された。

イ 令和元年6月21日、議会事務局から管財課に「貸与車（議長車）の購入について（依頼）」が提出され、議長車にセンチュリーを選定した旨と、車

両選定理由，仕様書及び購入計画書が示された。

ウ 令和元年7月18日，取扱店から見積書が提出され，仕様の内容に基づき正確に見積もられておりかつ予算の範囲内であったため，管財課は，同日，支出負担行為を行い，契約を締結した。

エ 令和2年1月31日，納品がなされ，同日，管財課は，議会事務局に貸与を行った。

オ 令和2年2月3日，管財課は支出命令を行い，出納局会計課において同月13日に支払が行われた。

2 監査対象機関の見解

(1) 管財課の見解

議長公用車の購入については，予算要求から物品購入業者選定委員会における審査及び所定の支出事務など，全ての公用車購入と同様の手続を適用しており，徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号。以下「会計規則」という。）等の関係規程に基づき，適正に処理されている。

(2) 議会事務局の見解

ア 更新の必要性について

県有車両の更新基準は，「11年又は走行距離が12万キロメートルを超える車両」である。旧議長公用車は，平成30年度末時点で12年が経過し，走行距離も22万キロメートルを超え，更新基準を満たしていたことから，令和元年度に新車両に更新することとした。

イ 車両の選定理由

議長の職務上，県内での移動はもちろんのこと，中四国，近畿等県外での会議や行事にも議長公用車を利用して参加する機会が多い。

こうしたことから，議会トップの安全面，健康面に配慮するとともに，頑強で長距離走行にも耐えうること，居住性の高さ，安全性能といった機能が車両を選定する上で重要であった。さらに，センチュリーは，20年を超える使用にも耐えうる強度で，時が経っても車格が保たれる優れた車であるといえる。

とりわけ，県として礼節を尽くす必要がある皇室等の賓客の送迎での使用も想定され，センチュリーは，これまでの皇室行事において，その役割を果たしてきた実績がある。

こうしたことを総合的に勘案し，従前からの議長公用車と同車種であるセンチュリーの選定に至ったものである。

3 判断

法第242条第2項では、監査請求期間について、「住民監査請求は、財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするとはできない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。」旨規定している。

また、最高裁判所第三小法廷平成14年7月16日判決では、「支出負担行為、支出命令及び支出については、法242条第2項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものである。これらは、公金を支出するために行われる一連の行為ではあるが、互いに独立した財務会計上の行為というべきものである。そして、公金の支出の違法又は不当を問題とする監査請求においては、これらの行為のいずれを対象とするのかにより、監査すべき内容が異なることになるのであるから、これらの行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるものである。」旨判示している。

そこで、本件請求についてみると、請求人は、議長公用車として徳島県が令和元年7月18日に契約し購入したセンチュリーについて、不当に高額な出費であり県に多大な損害が発生していると主張しており、議長公用車の購入に係る契約内容について、本件請求の対象としているものと解される。

つまり、請求人は、高価な乗用車を議長公用車として購入したことを不当として措置を求めており、これは、公金の支出に係る財務会計上の行為（支出負担行為、支出命令、支払）のうち、「支出負担行為（契約行為）の不当性」を争点としているものであるところ、議長公用車購入に係る支出負担行為は、令和元年7月18日付けで、管財課において所定の手続のもと処理されているのに対し、本件請求は令和3年2月12日に行われており、1年を経過しているものである。

したがって、本件請求は、法第242条第2項本文に規定される監査請求期間を徒過しているものである。

次に、法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」の判断について、最高裁判所第二小法廷昭和63年4月22日判決では、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」旨判示している。

さらに、「相当な期間」について、最高裁判所第一小法廷平成14年9月12日判決では「一般住民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監

査請求をするに足りる程度に財務会計行為の存在及び内容を知ることができたというべき日（12月13日）から監査請求のあった日（翌年3月7日）までの期間（84日）は、相当な期間内に監査請求をしたものということとはできない。」旨判示している。

そこで、本件請求についてみると、事実証明書に添付されているとおり、請求人は、令和2年10月23日付け徳島新聞の報道において認識したものと考えられる。当該報道は、令和2年10月23日付けで紙面に掲載されており、遅くともこの頃には、広く県民が認識できる状態となっているといえる。このため、請求人において相当な注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計行為の存在及び内容を知ることができたというべきところ、本件請求に至るまで4か月近くを要しており、「相当な期間」内に監査請求が行われたものとはいえない。

したがって、令和3年2月12日になされた本件請求は、「相当な期間内」に請求されたとはいえず、法第242条第2項ただし書きに規定される「正当な理由」もないものである。

4 結論

以上のことから、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象とならない不適法なものと判断し、却下する。

5 意見

本件請求に対する監査の結果は以上のとおりであるが、監査を終えての監査委員の意見を附記する。

この度の議長車の購入においては、「とくしま目安箱」や電話により、県民から高価な議長公用車を購入したことへの批判的な意見が寄せられたとのことであり、少なからず県民感情とのかい離があったことが推察される。

監査において、対象機関から聴取を行ったところ、議長公用車の購入については、会計規則その他関係規程に基づき適切に実施されており、車種選定理由も一定理解できるが、こうした県民からの反応等を踏まえれば、県民への適宜適切な説明に努めるなど、より一層、県民目線の意識を持ち業務に当たることが必要ではないかと考えられる。

また、本県は、歳入面で県税等の自主財源が少なく、国に依存せざるを得ない財政構造であるうえ、多額の県債残高を抱えており、県債の償還や高齢化に伴う社会保障関係費の増加などによる財政の硬直化も、課題となっている。

こうした状況のなか，経済的，効率的かつ効果的な予算や事務事業の執行が強く求められているところであり，今後の備品購入，その他の経費支出の節減合理化等について，これまで以上に前例に捉われない不断の見直しに努めるなど，予算及び事務事業が適切に執行されるよう，強く望むものである。